

# 町特産品で商品開発



学校法人郡山開成学園と鏡石町の「食と健康」分野における連携事業の一環として進めてきた「鏡石町ふるさと特産品商品開発事業」の商品発表会が21日(日)、鏡石館で行われ、郡山女子大学附属高校の生徒らが考案した6つの新商品がお披露目されました。

商品開発には同校食物科の生徒が携わり、全ての商品で町内産の食材が使用されています。また、パッケージデザインには同校美術科の皆さんにご協力をいただきました。

4月1日から発売となる、町内産の岩瀬きゅうりをふんだんに使用した「鏡石リゾット」は、和風・洋風・中華風の3つの味を用意し、レトルト仕様で非常食としての活用も期待されます。

3月1日発売の「りんごどら焼き」は、シャキシャキとした食感のりんごにシナモンの風味がアクセントとなり、素材の良さが引き出された魅力的な商品となっています。



商品発表会では、商品開発に携わった生徒を代表して伊藤真凜さん(食物科3年)が「子どもから大人まで幅広い年代の人に食べてもらえたらうれしいです」と話しました。

「鏡石リゾット」と「りんごどら焼き」は、鏡石まちの駅「かんかんてらす」で購入することができます。また、今回紹介した以外の商品については、商品の価格や販売時期が決まり次第、広報がみいしでお知らせします。

### 鏡石リゾット (和風・洋風・中華風)

【価格】  
和風…370円(税込)  
洋風…420円(税込)  
中華風…350円(税込)

【販売開始】  
4月1日～

特産の岩瀬きゅうりをふんだんに使用しました

### りんごどら焼き

【価格】  
165円(税込)

【販売開始】  
3月1日～

町公式キャラクター「牧場のあーさー♪」の焼印入りです!

## 住民異動の届出はお早めに!

春は入学・就職や転勤などによる引越しが多くなる季節です。ここでは、住所を変更したときの手続きについてご案内します。

### 住所が変わったら届出を

住所を変更したときは、税務町民課で「正確な住所の届出」が必要です(表1)。

### 届出できる人は?

届出できる人は、本人または同じ世帯の人です。印鑑、本人確認書類等をご持参ください(表1)。その他の方が代理人として届ける場合、併せて委任状も必要です。

### 届出できる日時について

届出できるのは、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。例年3月下旬から5月上旬までは窓口が混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

▼問い合わせ先  
税務町民課 ☎62-2112

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつ(提出期間)	届出に共通して必要なもの	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住みはじめてから14日以内	届出する人の (1) 印鑑 (2) 本人確認書類	・ 転出証明書 (前に住んでいた市区町村で発行したもの) ・ マイナンバーカード (住所の更新を行います)
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る予定日の14日前～移った日から14日以内	1点で確認できるもの 顔写真付きの公的機関発行の身分証明書 ・ マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 在留カード など	・ 国民健康保険証 (加入者のみ) ・ 後期高齢者医療保険者証 (加入者のみ) ・ 子ども医療受給者証 (加入者のみ)
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内	2点で確認できるもの ・ 健康保険証 ・ 年金手帳 ・ 学生証 ・ 預金通帳 など	・ 介護保険証(加入者のみ) ・ 印鑑登録証(登録者のみ) ・ マイナンバーカード (住所の更新を行います)

## こちらの手続きもお忘れなく!

### ○上下水道○

#### 【水道の開始・停止・名義変更】

異動の多いこの時期は混雑しますので、引越しの1週間前(土日祝日を除く)までに上下水道課へお越しいただくか、電話またはFAXでお申し込みください。

#### 【井戸水使用世帯の人数変更】

井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課へお越しいただくか、電話で手続きしてください。

●問い合わせ先 上下水道課 ☎62-2348  
FAX 62-7157

### ○国民年金○

#### 【会社を退職した人は国民年金加入の手続きを】

20歳以上60歳未満の方で自営業、学生及び厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。会社を退職した方や扶養から抜けた方は、必ず加入の手続きをしてください。

#### 【年金生活者支援給付金制度について】

令和元年10月より消費税率引き上げ分を活用した給付金制度が始まりました。対象は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、所得や世帯状況等の要件を満たしている方です。原則、手続きの翌月からの支給になるため、速やかな請求手続きをお願いします。

●問い合わせ先 郡山年金事務所 ☎024-932-3434  
税務町民課 ☎62-2112

